

平成19年第2回  
鳥取県後期高齢者医療広域連合議会  
11月定例会会議録

平成19年11月16日 開会  
同 日 閉会

鳥取県後期高齢者医療広域連合



## もくじ

○ 議事日程	.....	P1
○ 本日の会議に付した事件	.....	P1
○ 出席議員	.....	P1
○ 欠席議員	.....	P2
○ 説明のため出席した者の職氏名	.....	P2
○ 職務のため出席した者の職氏名	.....	P2
○ 開会	.....	P3
○ 日程第1 議席の指定及び一部変更	.....	P3
○ 日程第2 会議録署名議員の指名	.....	P4
○ 日程第3 会期の決定	.....	P4
○ 日程第4 諸般の報告	.....	P5
○ 日程第5 同意議案第3号（提案・質疑・討論・採決）	.....	P5
○ 日程第6 議案第25号から議案第31号まで（提案）	.....	P6
○ 日程第7 議案第25号から議案第31号まで （質疑・討論・採決）	.....	P10
○ 日程第8 議会運営委員の選任	.....	P11
○ 日程第9 閉会中の継続調査事件	.....	P12
○ 閉会	.....	P12
○ 署名	.....	P13



# 平成 19 年第 2 回鳥取県後期高齢者医療広域連合議会 11 月定例会会議録

平成 19 年 11 月 16 日（金） 午前 10 時開議

## ○ 議事日程

- 日程第 1 議席の指定及び一部変更について
- 日程第 2 会議録署名議員の指名について
- 日程第 3 会期の決定について
- 日程第 4 諸般の報告について
- 日程第 5 同意議案第 3 号「鳥取県後期高齢者医療広域連合副広域連合長の選任につき議会の同意を求めることについて」
- 日程第 6 議案第 25 号「専決処分の報告及び承認を求めることについて」から議案第 31 号「平成 18 年度鳥取県後期高齢者医療広域連合一般会計歳入歳出決算の認定について」まで（提案理由説明）
- 日程第 7 議案第 25 号「専決処分の報告及び承認を求めることについて」から議案第 31 号「平成 18 年度鳥取県後期高齢者医療広域連合一般会計歳入歳出決算の認定について」まで（質疑・討論・採決）
- 日程第 8 議会運営委員の選任について
- 日程第 9 閉会中の継続調査事件について

## ○ 本日の会議に付した事件

日程第 1 から日程第 9 まで議事日程に同じ

## ○ 出席議員（22 名）

- |     |       |   |      |       |   |
|-----|-------|---|------|-------|---|
| 1 番 | 上杉 栄一 | 君 | 2 番  | 上紙 光春 | 君 |
| 3 番 | 谷口 秀雄 | 君 | 4 番  | 吉岡 知己 | 君 |
| 5 番 | 松井 義夫 | 君 | 6 番  | 山口 博敬 | 君 |
| 7 番 | 米村 一三 | 君 | 8 番  | 廣谷 直樹 | 君 |
| 9 番 | 谷川 輝久 | 君 | 10 番 | 西川 憲雄 | 君 |

11番	松田	秋夫	君	12番	牧田	武文	君
13番	松本	繁	君	14番	井木	裕	君
15番	阪本	和俊	君	16番	橋井	満義	君
17番	鹿島	功	君	18番	森岡	幹雄	君
19番	西郷	一義	君	20番	福原	實	君
21番	佐々木	秀明	君	22番	池田	成弘	君

○ 欠席議員 なし

○ 説明のため出席した者の職氏名

広域連合長	竹内	功	副広域連合長	榎本	武利
事務局長	西山	秀雄	業務課長	宮脇	収
代表監査委員	山名	哲彌			

○ 職務のため出席した者の職氏名

議会書記長	田中	弘之	書記	香川	佐織
書記	三谷	浩仁			

午前 10 時 開会

## 開会

### 【上杉栄一 議長】

おはようございます。

現在の出席議員数は 22 名で、定足数に達しております。

ただいまから、平成 19 年 11 月、鳥取県後期高齢者医療広域連合議会定例会を開会します。

直ちに、本日の会議を開きます。

日程に先立ちまして、申し上げます。

去る 10 月 11 日に、規約の変更について、県知事の許可により、議員定数が 22 名となり、新たに 9 名の議員の方々が選出されました。

本定例会では、新定数での初議会であります。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

## 日程第 1 議席の指定及び一部変更

### 【上杉栄一 議長】

日程第 1、議席の指定及び変更を議題とします。

今回選出されました議員の方々の議席は、会議規則第 4 条第 2 項の規定により、

8 番 廣谷直樹議員

10 番 西川憲雄議員

13 番 松本繁議員

14 番 井木裕議員

15 番 阪本和俊議員

16 番 橋井満義議員

18 番 森岡幹雄議員

20 番 福原實議員

21 番 佐々木秀明議員

22 番 池田成弘議員

以上のとおり指定します。

次に、今回選出されました方々の議席の指定に伴い、

- 3 番 山口博敬議員を 6 番に、
  - 5 番 吉岡知己議員を 4 番に、
  - 6 番 松井義夫議員を 5 番に、
  - 7 番 谷口秀夫議員を 3 番に、
  - 8 番 松田秋夫議員を 11 番に、
  - 11 番 鹿島功議員を 17 番に、
  - 12 番 西郷一義議員を 19 番に、
  - 13 番 米村一三議員を 7 番に、
- それぞれ変更したいと思います。

ご異議ありませんか。

(〔異議なし〕と言う人あり)

**【上杉栄一 議長】**

ご異議なしと認めます。

したがって、そのように決定しました。

## 日程第 2 会議録署名議員の指名

**【上杉栄一 議長】**

日程第 2、会議録署名議員の指名を行います。

本定例会中の会議録署名議員は、3 番、谷口秀夫議員、22 番、池田成弘議員を指名します。

## 日程第 3 会期の決定

**【上杉栄一 議長】**

日程第 3、会期の決定を議題とします。

本定例会の会期は、本日 1 日にしたいと思います。

ご異議ありませんか。

(〔異議なし〕と言う人あり)

**【上杉栄一 議長】**

ご異議なしと認めます。

したがって、会期は本日 1 日と決定しました。

## 日程第 4 諸般の報告

### 【上杉栄一 議長】

日程第 4、諸般の報告を行います。

監査委員から報告のありました例月出納検査の結果報告書についてはお手元に配付のとおりであります。

また、平成 19 年 11 月 2 日付で、北栄町議会選出の前田正雄議員から辞職願が提出され、地方自治法第 126 条の規定に基づき、同日付で辞職を許可しました。

以上、諸般の報告を終わります。

## 日程第 5 同意議案第 3 号

### 【上杉栄一 議長】

日程第 5、同意議案第 3 号、鳥取県後期高齢者医療広域連合副広域連合長の選任につき、議会の同意を求めることについてを議題とします。

提出者の説明を求めます。

竹内 広域連合長。

[竹内功 広域連合長 登壇]

### 【竹内功 広域連合長】

同意議案第 3 号、鳥取県後期高齢者医療広域連合副広域連合長の選任につき議会の同意を求めることについて、提案理由の説明をさせていただきます。

これは、平成 19 年 11 月 9 日付で副広域連合長としてこれまでご尽力をいただいた坂本昭文氏が同職を辞職されましたので、その後任に、岩美町長であり、鳥取県町村会長でもあります榎本武利氏を、本広域連合行政の推進を図る上において副広域連合長に適任であると考えため選任いたしたく、ここに提案するものです。

議員全員の皆様のご同意をいただきますようよろしくお願い申し上げます。

[竹内功 広域連合長 降壇]

### 【上杉栄一 議長】

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

([なし]と言う人あり)

**【上杉栄一 議長】**

質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

([なし]と言う人あり)

**【上杉栄一 議長】**

討論なしと認めます。

これより採決します。

おはかりします。

同意議案第3号について、同意することにご異議ありませんか。

([異議なし]と言う人あり)

**【上杉栄一 議長】**

ご異議なしと認めます。

したがって本案は同意されました。

ただいま選任されました榎本副広域連合長に説明のため本定例会への出席を求めます。

(榎本武利 副広域連合長 入場)

**【上杉栄一 議長】**

この際、一言ごあいさつをお願いいたします。

榎本副広域連合長。

**【榎本武利 副広域連合長】**

おはようございます。

副連合長の選任をえました岩美町長の榎本でございます。

明年度から本格的な運用が始まる高齢者の医療制度について、竹内連合長をしっかりと補佐して努力をいたしたいと思っておりますので、どうぞよろしくをお願いいたします。

**日程第6 議案第25号から議案第31号まで（提案理由説明）**

**【上杉栄一 議長】**

日程第 6、議案第 25 号、専決処分の報告及び承認を求めることについてから議案第 31 号、平成 18 年度鳥取県後期高齢者医療広域連合一般会計歳入歳出決算の認定についてまで、以上 7 案を一括して議題とします。

提出者の説明を求めます。

竹内広域連合長。

[竹内功 広域連合長 登壇]

### 【竹内功 広域連合長】

議案の説明に先立ち、皆様に一言ごあいさつを申し上げます。

このたびの広域連合の規約改正により、すべての市町村から議員が選出されることになり、広域連合議会は、新たに 9 名の議員に加わっていただき、総勢 22 名で構成されることになりました。広域連合の発展と円滑な運営のため、皆様のお力添えを賜りますようよろしくお願い申し上げます。

本広域連合は、平成 20 年 4 月からの後期高齢者医療制度の施行に向けて、議員及び関係各位のご理解とご協力を賜り、新しい医療保険制度への円滑な移行を行うための諸準備にまい進しているところでございます。

後期高齢者医療制度の実施にあたりましては、広域連合と市町村の事務の役割分担を踏まえつつ適切かつ効率的な運営を図るために、市町村と十分な連絡調整を図ってきたところであります。

今後とも、県、市町村はもとより、当広域連合議会の皆様と連携をとりながら広域連合を適切に運営していきたいと考えております。

本日、この議会に提案いたしました議案等につきまして、ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

それでは、議案第 25 号から議案第 31 号までにつきまして、それぞれ説明を申し上げます。

議案第 25 号は、鳥取県後期高齢者医療広域連合情報公開条例の一部を本年 10 月 1 日の郵政民営化法の施行に伴い改正することについて、地方自治法第 292 条の規定により準用する同法第 179 条第 1 項の規定により、平成 19 年 9 月 26 日に専決処分をいたしましたもので、同条第 3 項の規定によりこれを報告し、承認を求めるものでございます。

次に議案第 26 号は、平成 19 年度鳥取県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第 1 号）についてでございます。

これは、歳入歳出それぞれ、2億1,673万7千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ、1億8,950万3千円に変更しようとするものです。

主な減額理由としましては、第2款、総務費においてでございますが、現在各市町村から派遣していただいている職員の派遣元への負担金を、4,283万4千円減額しています。

第3款、民生費についてでございますが、これについては、電算システムに関する委託料及び使用料等について、入札等の結果により1億6,758万6千円の減額をしております。

また、平成20年度から始まる後期高齢者医療診療報酬審査支払業務について、あらかじめ契約者を医療機関等に周知する必要があるため、債務負担行為をあげさせていただいております。

次に議案第27号、鳥取県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の制定についてでございます。

これは、高齢者の医療の確保に関する法律の本旨にのっとり、後期高齢者に対する適切な医療給付等を行うために、必要な事項を定めるためのものです。

主なものとして、まず保険料についてであります。平成20年及び21年度について所得割率を100分の7.75、均等割額を4万1,592円としております。

これは、県内の医療給付の見込や葬祭費、保健事業などを勘案して、算出したものでございます。

その他、葬祭費、保健事業、保険料の減免、罰則等についてこの条例において規定をしております。

次に議案第28号、鳥取県後期高齢者医療広域連合広域計画の策定についてでございます。

これは、後期高齢者医療制度の事務を総合的かつ計画的に処理するための指針として、鳥取県後期高齢者医療広域連合広域計画を策定することについて、地方自治法第291条の7の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

この計画には、広域連合規約第5条の規定により、後期高齢者医療制度の実施に関して、広域連合及び関係市町村が行う事務に関する事、並びに広域計画の期間及び改定に関する事を定めております。

次に議案第29号、鳥取県後期高齢者医療広域連合と鳥取県との間の公平委員会の事務の委託に関する協議についてでございます。

これは、広域連合の公平委員会のうち、地方公務員法第8条第2項の事務を委託することの協議について、同法第7条第4項の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

す。

広域連合における公平委員会の事務を、県内町村と同様に、鳥取県の人事委員会へ委託しようとするものでございます。

次に議案第 30 号、指定金融機関の指定についてでございます。

これは、鳥取県後期高齢者医療広域連合の公金を、堅実かつ確実な管理を行うために、指定金融機関を指定するもので、地方自治法施行令第 168 条第 2 項の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

広域連合において、今後多額の予算を扱うことが予測されることから、公金の適正な管理を行うために、指定金融機関として、株式会社鳥取銀行を指定するものでございます。

次に議案第 31 号、平成 18 年度一般会計歳入歳出決算の認定についてでございます。

これは、平成 18 年度一般会計歳入歳出決算については、すでに監査委員の審査を得ておりますので、地方自治法第 233 条第 3 項の規定により、監査委員の意見を付けて、今議会に決算の認定をお願いするものでございます。

主なものは、3 月 29 日に開催した議会の経費でございます。

以上について、慎重にご審議の上、ご議決等いただきますようお願い申し上げます。

[竹内功 広域連合長 降壇]

### 【上杉栄一 議長】

以上で提案説明を終わります。

この際、平成 18 年度鳥取県後期高齢者医療広域連合一般会計歳入歳出決算について、代表監査委員の決算審査意見を求めます。

山名代表監査委員。

[山名哲彌 代表監査委員 登壇]

### 【山名哲彌 代表監査委員】

代表監査委員を務めさせていただいております湯梨浜町の山名でございます。

よろしくお願いたします。

18 年度の決算審査を行いまして、去る 10 月 5 日付で連合長あてに報告書を提出いたしました。

お手元の資料で概略、ご報告申し上げます。

監査を実施いたしましたのは、山口監査委員と私、山名でございます。

資料に基づきまして申し上げますが、審査の内容でございます、対象といたしましたの

は、平成 18 年度一般会計及び事項別明細書、実質収支に関する調書でございます。

審査の期間は、9 月 25 日でございます。

審査の手続は一般的に用いられます審査手続でございます。

審査の結果でございますが、審査に付されました一般会計歳入歳出決算書、同事項別明細書、実質収支に関する調書は、関係法令に準拠して作成されており、その計数は関係諸帳簿その他証書類と照合した結果、妥当なものと認められました。

また、予算の執行及び関連する事務の処理は、概ね適正に行われているものと認められました。

以下、計数等掲げておりますが、決算書のとおりでございますし、18 年度の決算収支残額、23 万 7 千円は、19 年度に繰り越し処理をされておることを認めました。

なお、今期初年度でございますので、財産に関する調書、掲載事項は、該当事項がございませんでした。

その他、特に付記する意見はございません。

以上でございます。

[山名哲彌 代表監査委員 降壇]

## 休憩

### 【上杉栄一 議長】

しばらく休憩します。(午前 10 時 18 分 休憩)

[休憩]

## 再開

### 【上杉栄一 議長】

ただいまから、会議を再開します。(午前 11 時 55 分 再開)

## 日程第 7 議案第 25 号から議案第 31 号まで (質疑・討論・採決)

### 【上杉栄一 議長】

日程第 7、議案第 25 号、専決処分の報告及び承認を求めることについてから、議案第 31 号、平成 18 年度鳥取県後期高齢者医療広域連合一般会計歳入歳出決算の認定についてまで、以上 7 案を一括して議題とします。

これより 7 案に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

([なし]と言う人あり)

**【上杉栄一 議長】**

質疑なしと認めます。

これより 7 案に対する討論に入ります。

討論はありませんか。

([なし]と言う人あり)

**【上杉栄一 議長】**

討論なしと認めます。

これより 7 案を一括して採決します。

おはかりします。

7 案について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

([異議なし]と言う人あり)

**【上杉栄一 議長】**

ご異議なしと認めます。

したがって、7 案は、原案のとおり可決、承認、及び認定されました。

## 日程第 8 議会運営委員の選任

**【上杉栄一 議長】**

日程第 8、議会運営委員の選任についてを議題とします。

北栄町議会選出議員の辞職により、現在、議会運営委員が 1 名の欠員となっております。

おはかりします。

欠員中の議会運営委員について、委員会条例第 4 条の規定により、13 番、松本繁議員を指名したいと思います。

ご異議ありませんか。

([異議なし]と言う人あり)

**【上杉栄一 議長】**

ご異議なしと認めます。

したがって、松本繁議員を議会運営委員に選任することを決定しました。

## 日程第 9 閉会中の継続調査事件

### 【上杉栄一 議長】

日程第 9、議会閉会中の継続調査申し出についてを議題とします。

お手元に配付してありますとおり、議会運営委員長から、議会閉会中継続調査の申し出がありました。

おはかりします。

議会運営委員長からの申し出のとおり閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

([異議なし]という人あり)

### 【上杉栄一 議長】

ご異議なしと認めます。

したがって、議会閉会中の継続調査とすることに決定しました。

## 閉会

### 【上杉栄一 議長】

以上で、本定例会に付議されました案件の審議は、すべて終了しました。

これで平成 19 年 11 月鳥取県後期高齢者医療広域連合議会定例会を閉会します。(午後 0 時 00 分 閉会)

上記会議の経過を記載して、その相違ないことを証明するため、ここに署名する。

鳥取県後期高齢者医療広域連合議会議長 上杉 栄一

署名議員 谷口 秀夫

署名議員 池田 成弘